

## 第3回国民経済計算体系の整備部会議事録

1 日 時 平成29年4月19日（水）9:30～11:45

2 場 所 中央省庁合同庁舎第4号館 4階 共用第4特別会議室

3 出席者

【委 員】

宮川 努（部会長）、中村 洋一（部会長代理）、川崎 茂、北村 行伸、関根 敏隆、野呂 順一

【審議協力者】

総務省統計局、総務省政策統括官付統計審査官室、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、長野県

【審議対象の所管部局】

内閣府経済社会総合研究所：長谷川国民経済計算部長、多田国民経済計算部企画調査課長、吉岡上席主任研究官、市川主任研究官ほか

総務省統計局消費経済統計課：阿向課長ほか

財務省国際局為替市場課：柳瀬課長ほか

【事務局】

（総務省）

横山官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、永島次長、上田次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）：吉牟田統計企画管理官、澤村統計審査官

（内閣府）

経済社会総合研究所国民経済計算部：長谷川部長、多田企画調査課長

4 議 事

- (1) 国民経済計算の加工・推計手法等の改善
- (2) 国民経済計算に用いられる基礎統計の改善
- (3) その他

5 議事録

○宮川部会長 皆様、おそろいだと思います。それでは、今から第3回国民経済計算体系的整備部会を開催させていただきます。

本日は、河井委員、西郷委員が御欠席です。

本日の部会では、統計改革の基本方針の別紙「II. GDP統計の加工・推計手法等の改善」及び別紙「I. GDP統計に用いられる基礎統計の改善」のうち、民間最終消費等、

外需等、デフレーターに係る事項を中心に、現行の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）の評価も踏まえながら、関連する課題も含めて、次期基本計画における取扱いを審議したいと考えております。

また、前回までの部会で宿題となっていた事項につきまして、本日、確認したいと思います。

先ほども申し上げましたように、本日の部会は審議内容が多岐にわたりますため、効率的な審議に努めたいと思いますけれども、重要な審議ですので、場合によっては、12時ごろまで延長する可能性があります。御出席の皆様には、御理解、御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、審議に入ります前に、本日用意されている資料につきまして、事務局から確認をお願いいたします。

○山澤総務省統計委員会担当室室長 それでは、配布資料につきましてですが、資料1－1は「国民経済計算体系的整備部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ」です。資料1－2は「統計改革の基本方針のうち、国民経済計算の加工・推計手法の改善等に係る対応方針について」です。資料2は「国民経済計算体系的整備部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ」です。資料3は「国民経済計算体系的整備部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ」のうち、家計調査、家計消費状況調査についてです。資料4－1は、整理メモのうち「国際収支統計について」になります。資料4－2は「国際収支統計について」です。資料5－1は「審議の整理メモ」のうち、消費者物価指数についてです。資料5－2は「消費者物価指数における課題とその対応について」です。資料6－1は「審議の整理メモ」のうち、企業向けサービス価格指数についてになります。資料6－2は「企業向けサービス価格指数の改定計画」です。資料7は「民間企業設備投資・民間在庫投資」についてです。資料8は「公的固定資本形成、総固定資本形成、住宅投資」についてです。参考1は「第1回国民経済計算体系的整備部会の議事概要」、参考2はその議事録になっております。

私からは以上です。

○宮川部会長 それでは、議事に入りますが、本日御欠席の河井委員より、書面にて御意見が出されております。本部会で審議する諸課題に広く係る内容を含んでおりすることから、個別の課題に係る審議に先立ちまして、事務局より御紹介をいたします。

○山澤総務省統計委員会担当室室長 それでは、河井委員の御意見をお伝えします。

本日は、外せない学事のため出席できないことから、書面にて私の考えを述べさせていただきます。具体的には、①産業連関表の精度向上に向けた体制の充実、②費用積み上げによるデフレーター推計の見直し、③医療、介護のデフレーター推計の精緻化の3点です。

まず、産業連関表の精度向上に向けた体制の充実です。この論点は、必ずしも本日、審議予定の特定の項目にひも付くものではありませんが、本部会で審議される諸課題に広く関係するものです。報道によれば、産業連関表の精度向上に向けて、抜本的な見直しが検討されているとのことです。それを実現するためには、推計体制の充実、強化は不可欠です。予算、人員の確保といった外形的なものはもとより、各分野に精通した、専門性の高

い人材の確保といった質的な面での更なる充実も必要と考えられます。しかも、これを10年以上の長期間にわたって維持しなければなりません。そのための推進力として、統計委員会が専門的、中立的な視点から、主体的、継続的に関与していくことが重要と考えます。

次に、費用積み上げによるデフレーター推計の見直しです。生産性の向上を適切に捕捉するためには、費用積み上げによって推計されているデフレーターを幅広く見直す必要があります。無論、現実には、それが困難であるために、やむを得ず、そうした手法が採用されているわけであり、拙速に解を求めるることは不適当と思われますが、基礎的な研究を進めること自体は有意義と考えます。この課題に対して、中長期的な観点から検討していくことが必要です。

最後に、医療、介護や小売サービスのデフレーター推計の方法論の確立です。この点は資料2において取り上げられていますが、医療、介護の分野では、出来高払い制から定額払い制への制度変更や、医療技術の発展に伴う医療の質の変化が生じており、デフレーターの把握は一層困難になっています。小売サービスも、インターネット通販の拡大などの質の変化が見られます。こうした制度変更や質の変化をどのようにデフレーターに反映するのかは、国際的な情報の共有をとりつつ、理論的な整合性と政策ニーズに応えられる推計手法の開発が望まれます。

以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。いずれの御意見も、非常にもつともで、特にデフレーターの部分については、後ほどまた併せて御議論をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、議題1、国民経済計算の加工・推計手法等の改善です。なお、デフレーターに関する課題のうち、既存統計で捕捉できていない価格の把握につきましては、資料1-1の国民経済計算の加工・推計手法等の改善の整理メモの中、「統計改革の基本方針の対応方針」欄の9の研究開発プロジェクトと関連するため、併せて審議をさせていただきたいと思います。

まず、これまでの状況や次期基本計画における基本的な考え方（案）等の説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 それでは、御説明させていただきます。

まず、基本方針、資料1-1を御覧いただきたいのですが、資料1-1の最初の部分にありますように、基本方針におきましては、ここに掲げてありますように、1から9までの課題が掲げられているところです。これらの課題については、既に2016年度中に実施というように取組が進められているものから、2020年度目途に検討というように、中期的に検討を進めるといったような事項まで、様々です。

一方、現行基本計画の中ですが、ここでは平成28年度までの事項が多々あります。と申しますのも、現行基本計画を策定する際には、基準改定に向けて、各種の取組を進めるようにということで、平成26年度からの計画ではありますが、26年、27年、28年といったところまでに結論を得る事項が多々含まれております。

この中では、既に先般の基準改定におきまして対応済み等の事項も多々含まれるところ

ですが、一方で、平成26年度から検討するというような、19番、20番といったような、継続的に取組を進めていくところも含まれているところです。基本計画としましては、基準改定に基づく取組をするというところと、併せて、それに関連して、この18番以降から掲げられているような取組を継続的に進めることが重要ということで、当時、整理されているものです。

なお、第Ⅱ期基本計画策定の時点におきましては、第Ⅰ期基本計画で、多岐にわたるSNA関連の事項が盛り込まれていたこともありまして、それらをなるべく整理して、現在のような形になっているところです。

甚だ簡単ではありますが、私からの説明は以上です。

○宮川部会長 委員会担当室から説明をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室室長 次に、これまでの統計委員会の意見について説明します。

統計委員会では、平成26年度統計法施行状況に関する審議において、三面からのGDPの四半期推計においては、一般に支出面、生産面、分配面の実際の推計値にかい離が生じたり、動きが異なったりする場合もあり得るため、参考系列としての情報開示の際には、推計方法等の情報開示と説明が必要である旨、提言しています。これは資料1-1に記載している基本方針の指摘3、基本計画上の指摘16に関連しています。

また、国民経済計算の作成基準の変更に関する平成27年3月の諮問第70号の答申において、私立学校について、非市場生産者から市場生産者に分類を変更することについて、国際基準への対応を検討する中で、必要に応じて、再度、検討することが今後の課題とされています。

私からの説明は以上です。

○宮川部会長 次は内閣府から御説明をお願いします。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 それでは、御説明申し上げたいと思います。

資料1-1の3ページ目から5ページ目にかけて取組についての事項が23項目あります。かなり広範囲にわたっておりますけれども、関係する事項を整理いたしまして、6つに整理したものが資料1-2になっております。こちらでもって御説明申し上げたいと思います。

まず、2ページ目のところですが、1つ目、需要側統計と供給側統計の加工・推計方法の開発という課題です。こちらについては、御案内だと思いますが、四半期別GDP速報における家計最終消費支出、それから、民間企業設備の推計方法に係るところです。

①に書いてありますように、現在の推計方法ですが、年次推計の最終クウォーターを出発点といたしまして、私ども、月次や四半期の基礎統計を補助系列といたしまして、それによって外挿をしているといったスキームをとっております。

その際、利用可能な基礎統計を最大限活用するということで、推計精度を確保する観点から、供給側、売り手側のデータと、需要側、買い手側のデータの基礎統計を総合的に使用するという考え方で、この供給側、需要側の統合によって推計しています。

その際、その統合の仕方といたしまして、基礎統計の標準誤差を基に設計しているということです。具体的には、真ん中の家計最終消費支出、それから民間企業設備について、それぞれ供給側推計値、それから需要側推計値について、例えば、左側を御覧いただきますと、生産動態統計、サービス産業動向調査、それから、国際収支統計、そうしたものから供給側の推計値を求め、そして、家計調査、それから家計消費状況調査、それらをもって需要側の推計値を求め、それらを基礎統計の標準誤差に基づくウエート付けて、この両者から家計最終消費支出の6割ぐらいの部分を占めるものを推計するということになります。

こうした供給側と需要側を合わせたもののほかに、左の方に矢印がありますけれども、自動車や住宅賃貸料等は別途推計して全体を求めるというような仕組みになっています。

また、右側ですけれども、これは民間企業設備ということで、同じような形で、供給側は生産動態統計、特定サービス産業動態統計、それから国際収支統計等のデータを用いつつ、また一方、需要側の推計値では、法人企業統計、個人企業経済統計等を用いて、それを基礎統計の標準誤差から設定されたウエートで推計しているということになっています。

こうした推計方法の課題につきまして、実は、この推計方法は2002年に採用されましたが、この統合比率については、その時点から固定されておりますが、特に、最近、家計消費支出につきましては、四半期別GDP速報から年次推計、確報にかけての改定がやや大きくなっているというケースが見られるところです。

こうした点から、今後の対応といたしまして、四半期別GDP速報と年次推計のかい離が最小化されるような統合比率の導出方法を開発することに取り組んでまいりたいと思っています、できれば、この年内、7～9月期の四半期別GDPの2次速報時からの導入を目指してということを現在考えているところです。

続きまして、2つ目ですが、生産側、分配側の四半期別GDP速報の開発。先ほど事務局からお話をありましたけれども、現行の第Ⅱ期基本計画におきまして、これらの検討、開発については、今回の基準改定の後、できるだけ速やかに参考系列としての公表を目指すということで記載しております。

基本計画を踏まえまして、生産側としての経済活動別実質GDP、それから、分配側としての名目GDP、それから、家計可処分所得、貯蓄につきまして、これまでも推計方法の検討を行ってまいりました。基本計画部会におきましても、隨時、平成26年、27年度において御報告申し上げているところです。

また、③に書いてありますように、統計改革の基本方針につきましても、可処分所得、それから貯蓄については平成30年度中に公表、そして、生産側、分配側の四半期別GDP速報の扱いについては、平成30年度中に結論を得るという旨が記載されているところです。

真ん中に現行の暫定試算の手法の概念的なところを整理させていただいております。平成17年基準、今回の基準改定は平成23年度になりましたが、前の基準、平成17年基準改定の開発検討状況です。生産面では、御案内のとおり、年次推計ではダブルデフレーションをしていますけれども、四半期別GDP速報のレベルでは一般的なシングル・インディケ

ータを使用するということで、実質産出額の動きから実質付加価値を推計しております。

それから、右側に書いてあります分配面ですが、こちらについては、分配の内訳項目を積み上げて試算する手法をとっております。雇用者報酬、あるいは営業余剰、混合所得、それから地方税とか、固定資本減耗について、積み上げて計算をするという手法です。

恐れ入りますが、4ページ目をお開きいただきたいと思います。現行の手法に基づきまして試算をした結果です。左上が家計可処分所得ということで、赤い点線の雇用者報酬との比較で、やはり最近は雇用者報酬ほど家計可処分所得は伸びていない状況がお分かりいただけだと思います。また、税制とか、あるいは社会保障負担とか、そういう制度的な影響はありますので、やはりところどころで少し突起と申しますか、急にそういう動きがあるところもあるのも特徴的かなというふうに思います。

また、右側の家計貯蓄率を見ていただきますと、赤い点線ですが、こちらは公表ベースの家計最終消費支出です。これを反映した結果ですけれども、家計貯蓄率といたしましては、ブルーの線ですが、やはり消費税引き上げ前の2014年のQ1のときは駆け込み需要の影響がかなり大きかったことが表れております。また、その後、徐々に家計貯蓄は傾向的には上がっている姿がうかがわれるかと思っております。

それから、左下です。生産側のGDPの推計ですが、こちらについても、ブルーが今回の暫定試算ということです。現行の支出側のGDPと少しずれはありますけれども、ほぼ追っている姿になっているのではないかという形となっています。ただ、2016年のQ2では、若干ですけれども、生産側GDPがマイナスの方に入っているということで、そういうギャップがあるとうかがえるかと思います。

それから、右側の分配側GDPですが、こちらは、やはり各内訳項目を積み上げていくというためか、かなり変動が大きい。また、支出側のGDPの動きとのかい離も結構、近年、見られるということがうかがえるかと思われます。

少し前の3ページにお戻りいただきたいと思いますけれども、こうした観点から、引き続き、課題といたしまして、生産側では季節調整の手法の開発ですとか、それから、分配面ですと営業余剰、混合所得の基礎統計、手法の改善というのがあろうかと思っています。

今後の対応方針といたしましても、平成29年度以降、こうした課題とともに、新しい今回の基準、平成23年基準での推計方法を開発してまいりたいと思います。具体的には、経済活動分類、今回、サービス業を中心に変更いたしましたので、そうしたものへの対応ですか、新規概念への対応ということで、試算値の作成に取り組んでまいりたいと思っています。

営業余剰の部分ですが、こちらについては、法人企業統計の継続標本のみを用いた計数の利用可能性も検討してまいりたいと思っています。参考に書いてありますように、継続標本のみの場合と公表のところでは、数%ぐらい、やはりかい離がありますので、そうした点に鑑み、その利用可能性についても検討してまいりたいと思っています。

また、混合所得につきましても、個人企業経済統計については、四半期調査について、廃止の方向性を踏まえた代替手法の検討ということがやはり必要になってくると思われますし、減耗についても、内閣府で今年度中をめどに開発中の四半期の固定資本ストック速

報の活用についても検討を進めてまいりたいということを考えているところです。

恐れ入りますが、5ページ目をお開きいただきたいと思います。5ページ目ですが、娯楽作品の原本の固定資産への計上というテーマです。このテーマにつきましては、国際基準における位置付けですが、2008 S N A では、固定資産の分類の中で、知的財産生産物というものを今回新たに位置付けたわけですが、その中には、研究開発、R & D、それからコンピューターソフトウェアとか、それから鉱物探査、そして娯楽、文学、芸術作品の原本、オリジナルなところの原本が示されているところです。

この娯楽、文学、芸術作品の原本というものにつきましては、映画とかテレビ番組とか音楽演奏とか、そうしたものが記録ないし体化されているオリジナルな映画フィルムとか、それから音響録音物とか原稿、そういうものが定義されているということです。

これらの原本につきまして、O E C D のハンドブックにおける位置付けですけれども、映画ですとか、それからテレビ、ラジオ番組、音楽、書籍、その他の書物等の計測の範囲としての位置付けがされているところでして、具体的な産出価値の評価方法といたしまして、1つは原本の生産費用の積み上げということ、それから、2つ目が将来の純収入の割引現在価値の2つの手法を推奨しているということです。

御案内のとおり、今回の平成23年基準改定におきましては、知的財産生産物を設けたところですが、この娯楽、文学、芸術作品の原本については、基礎統計の制約等から、資本化については対応していないところです。

一方、※印2つを御覧いただきますと、主要先進国では、欧州や米国は対応しています。また、カナダについては対応していないところが現状あります。

今後の対応方針につきましては、2017年度以降のデータの積み上げ、これまで十分でなかったところの蓄積が認められますので、そうした利用可能な基礎統計を改めて精査してまいりたいと思っています。さらに、その状況や推計によります補完の可能性も踏まえまして、娯楽等の原本として計測すべき範囲、どこまで推計の対象とするか、また、産出価値等の計測方法について、次の基準改定での位置付けに向けて検討を進めてまいりたいと思っております。

それから、4つ目のテーマですが、統計利用者とのコミュニケーションの強化、拡充ということです。お手元に配布させていただきましたが、国民経済計算の推計手法解説書、今回の基準改定のバージョンについてお配りしておりますけれども、かなりこちらについてはニーズが高く、特に統計利用者のニーズが高かったということで、四半期別G D P 速報の推計手法については事前に公表したところですけれども、3月、今般、この推計手法、年次推計についても公表させていただきました。

具体的には、コモディティ・フロー法（以下「コモ法」という。）の基礎統計の一覧を追加したりとか、それから、供給・使用表（S U T）の枠組みによりますコモ法、付加価値法の推計の統合によります記述を新たなチャプターとして追加したこと。それから、デフレーターの推計についてですけれども、基礎統計、価格指数についての情報が不足しているのではないかという御指摘もありましたので、こうした基礎統計の一覧の追加。それからあと、減耗の部分ですけれども、推計に使います資本財別の償却率の一覧を追加し

たということで、できる限り統計ユーザーの要望に応えつつ、今回充実をさせていただきましたけれども、引き続き、手法の変更等に応じてアップデートしてまいりたいと思っています。

それから、統計利用者、ユーザーの方々との意見交換の拡充ということです。ここにつきまして、従前も民間エコノミストの皆様と意見交換、大体、年に1回程度実施してまいりましたが、今回の基準改定の概要についても、昨年の9月に実施しました。それから、基準改定の前後には、学会、大学、シンクタンク、経済団体への説明会等も実施させていただきまして、概算といたしまして、大体、1,000人を超える皆様に情報提供したということです。

今後の対応方針といたしましては、引き続き、この統計ユーザー、利用者の方々の利便性の向上、それから、利用者の視点から、経済社会構造の変化に対応した統計の改善ということにつなげていくことが重要と考えますので、引き続き、この統計利用者との意見交換を強化してまいりたいと思っています。

特に、今年度より、民間エコノミストに加えまして、できれば各種経済団体ですか、それから統計研究者、政策当局の皆様と意見交換を実施してまいりたいというように思っております。

7ページ目のデフレーターは後ほど御説明させていただきたいと思います。

6つ目、8ページ目になりますけれども、平成23年基準改定、今回の基準改定における第Ⅱ期基本計画への主な対応状況ということです。委員会におきまして御議論をいただいたところを着実に実施してまいりましたけれども、具体的には、まず、2008 S N Aへの対応ということで御審議いただいたところを今回の基準改定で実施したという内容になっております。R & D、それからあと防衛装備品の資本化ですか、企業年金の年金受給権の記録の改善です。

また、推計手法の見直しにつきましても御審議いただきましたが、供給・使用表（S U T）の枠組みを活用した推計精度の向上ということで、下の左側の方、赤字で書いてありますけれども、これまで不突合が生産側G D Pと支出側G D Pの間でありましたけれども、それらを縮減する取組という観点で、コモ法から推計されます財貨、サービス別の中間消費と、それから付加価値法から推計されます財貨、サービス別の中間投入、これらを一つ一つ突き合わせて、そして突合、調整を図る作業をいたしました。

それから、建設部門産出額の推計手法の改善につきましても、右側を見ていただきますと、今までインプットの動きを反映した推計法でしたけれども、今回の基準改定より、出来高ベースのアウトプットの動きを活用した推計手法に改善をしているところです。

また、その他の事項といたしまして、4つほどあります。

まず、四半期別G D Pの供給側の推計のサービス部門について、サービス産業動向調査、こちらの最大限の折り込みを今回いたしております。

それからあと、純輸出については、体系内で記録される係数について、かい離が発生しておりますので、それを丁寧に分析いたしまして、整合性を可能な限り向上ということで、具体的には、貿易統計と、それからあと国際収支統計の整合性を極力、個別の品目までお

りて調整した結果、かなり、これまでのかい離幅が縮小した、縮減したという結果になつております。

それから、時系列の遡及の関係ですが、今回は94年まで遡って、20年超の系列を再推計、公表いたしました。引き続き、ユーザーの方々のニーズの大きい支出側のGDPの系列については、80年まで簡易遡及、何とか年度中の公表を目指したいということで、今、作業をしているところです。

それから、生産性分析に資する資本サービス量、こちらの参考系列の推計、公表も年度中での公表ということで取り組んでまいりたいと思っています。

恐れ入りますが、資料1－1の4ページ目のところで、この6つのテーマに織り込めなかつた事項について、少し言及させていただきたいと思います。

番号20のところです。ファイナンシャル・リースの関係です。こちらについては、所有原則による部門配分についての課題がありましたけれども、平成28年経済センサス・活動調査の調査事項といたしまして、団体ヒアリングを行った結果、報告者側の要因として、契約高ベースでファイナンシャル・リースを区分した情報が現状とれない等の観点から、今回のセンサスでの活動調査では導入が見送られたというところです。

また、その2つ上ですけれども、18番を御覧いただきたいと思いますが、県民経済計算の関係です。都道府県が作成しております県民経済計算ですが、毎年、内閣府で開催する、全国主管課長会議等の場におきまして、2008SNAの対応を含みます今回の平成23年基準改定に関する方針、それから結果について詳細な情報提供を行つてまいりました。平成28年度には、都道府県の意見を踏まえつつ、今回の基準における県民経済計算の標準方式というものを策定し、都道府県への共有を図つたところです。毎年、都道府県が開催いたします地域別ブロック会議、これにも参画いたしまして、推計手法の改善に向けた必要な助言、支援を行つていますけれども、このように都道府県に対する支援、これについても、今後ともしっかりと継続的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○市川内閣府経済社会総合研究所主任研究官 それでは、引き続きまして、パワーポイントの資料、資料1－2にお戻りいただきまして、7ページをお開きいただければと思います。デフレーター等の各種研究開発の推進とタイトルがついているページです。

まず、医療・介護、教育の質の変化を反映した価格の把握手法についての研究です。現状につきましては、御案内のとおり、医療・介護サービス、教育サービスにつきましては、技術進歩に伴うサービスの質の変化を適切に捕捉できていないのではないかといった課題があります。我が国の国民経済計算では、デフレーターにつきまして、医療・介護につきましてはCPIを基礎統計として、診療介護報酬をベースに、教育につきましては投入コスト型で推計しておりますが、質の変化が必ずしも捉えられていない状況にあります。他方、米国ですとか欧州では、質の変化を反映した価格、実質値の計測に関する手法が検討されております。

今後は、今年度より研究を始めますけれども、医療・介護、教育の質の変化を反映した価格、実質値の把握手法につきまして、米国、欧州での先行研究等をまずは概観した上でデータの収集、整理、推計方法の検討、研究を行つていただきたいと考えております。

○吉岡内閣府経済社会総合研究所上席主任研究官 引き続きまして、同じページの下半分ですが、新分野の取り込み、生産、支出、分配の三面の整合性等に関する研究開発プロジェクトです。

現状につきましては、皆様、御存じのとおり、O E C D 等の国際機関において、シェアリングエコノミー、俗に言う AirBnB ですとか Uber といったシェアリングエコノミーを含む新分野のG D P 統計における位置付けや必要な捕捉の在り方について研究が進められているところでして、ぽつぽつとワーキングペーパーのような形で研究成果も明らかにされているところです。皆様、御存じのとおりです。また、より精度の高いG D P 推計に向けては、こちら、統計改革推進会議において、経済センサスをはじめ、基礎統計の改善を含むS U T 体系への移行の議論が進められているのも御存じのとおりです。

それに対しまして、今後の研究開発プロジェクトの対応方針ですが、統計委員会でのシェアリングエコノミー等の新分野の計測に関する審議状況を踏まえつつ、そのG D P 統計への取り込みに関して研究を行いたいと考えております。また、基礎統計改善を含むS U T 体系への移行の検討の中で、国際的な議論を踏まえつつ、整合性を踏まえつつ、より精度の高い生産、支出、分配面のG D P の推計手法について研究開発プロジェクトを進めるといったしております。

7 ページ目につきましては以上です。内閣府の説明は以上です。

○宮川部会長 内閣府からはよろしいですか。それでは、もう一度、総務省からお願いします。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 それでは、資料1－1の5ページにお戻りください。ただ今の取組状況の御説明も踏まえまして、部会長と御相談して、事務局で策定しました次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方のたたき台です。

ここにありますように、まず、冒頭、1 ページ目に記載されております基本方針の課題の1 から9 のうち、5 の部分、デフレーター等の公表の部分ですが、これについては既に実施されたということで、本日、その評価が適當だという結論が得られましたら、実施済みとなりますので、次期基本計画には掲載する必要はないのではないかと考えているところです。

微妙なのは、この基本方針に掲げられております1 の可能なものから2017年度末に実施という部分です。それから、6 、それから、現行基本計画の課題の17、23 という部分については、先ほどの説明にもありましたように、平成29年度中、中には29年中に実施見込みというような部分がありました。これにつきましては、先般来、本部会においても御議論のありましたように、それをどういうふうに、今の時点で外すのか、ペンディングということで一応、掲げておいて、今後の進捗状況等を踏まえて、最終的な答申の段階で整理していくのかというような御検討をしていただければと考えているところです。

それから、5 ページ目の2 つ目の丸になりますが、現行基本計画の課題の10から23 のうち、10から15まで、それから18、19、20、21 、それと22につきましては、おおむね実施をされたと整理がなされている御報告があり、そういうふうに整理してありますが、中には、先ほどの地方への支援のように、18とか20になりますが、引き続き取り組んでいきたいと

いうような御説明もありました。このあたり、次期基本計画でも継続的に課題とするという選択肢もあるとは思いますが、今のところ、たたき台としては、次期計画には掲載しないと整理しています。

ただし、ここの※印にありますように、19のうち②のところにつきましては、①及び③は有用性、必要性の整理は終了しておりますが、それを受けた基礎統計での対応というのが平成29年度以降に実施予定とされています。それから、先ほども少し触れましたけれども、20についても、基礎統計の整備状況を踏まえ、検討を継続するという方針なので、そのあたりについては継続的に課題とするかどうかも御検討いただければと考えております。

なお、3つ目の丸にありますように、前回の基準改定時の議論の中で出てまいりました私立学校の扱いにつきましては、これまでの議論も踏まえまして、次回基準改定に向けた作成基準の変更の機会に改めて検討をするという整理になろうかと思っております。

それ以外の部分です。下の段になりますが、2、3、4、7、8、9及び16の部分ですが、これにつきましては、まず、家計の可処分所得、貯蓄の速報値を参考系列としてという部分は平成30年度中に公表を目指して検討をするという取扱いにしてはいかがと考えております。

また、娯楽作品等の総固定資本形成につきましては、次回基準改定までにというところもありますし、それから、前回の部会でも御説明しましたように、サービス統計の発展的統合といった動向を踏まえるというところもありますので、そのあたり、引き続き、実現を目指して検討するという整理になろうかと思います。

それから、先ほど最後に説明のありました研究開発ですが、これにつきましても、平成30年度末までに引き続き検討というようなところです。

なお、冒頭、御紹介がありました、河井委員からのデフレーターに関する御意見等は、これを策定する段階ではまだ提示されておりませんでしたので、そのあたりも追加されるのかどうかというような御検討もいただけたらと思います。

それから、説明資料の最後の方に出てまいりましたSUTに関連する部分です。これにつきましては、現在、統計改革推進会議でも、重要な部分ということで御議論をいただいているところです。先般、中間報告が出たこともあります。今後、最終報告を踏まえながら、その部分も追加で盛り込むのかとは思いますが、現時点では確定ではないということで、あえてこの資料には記載していないところです。

それから、資料2を御覧ください。先ほど資料2の説明を端折ってしまいましたが、これにつきましては、先ほど説明がありましたように、基本方針の中で、日本銀行、内閣府、総務省、関係府省ということで、医療、介護等の研究について記載されているところです。その研究を開始したいという御説明もあったところですので、ここの部分の基本的な考え方としては、主語、それから関係等を明確に整理いたしまして、内閣府を中心に取り組まれるということで、内閣府は医療、介護及び教育の質の変化を反映した価格の把握手法について、関係府省等と連携して研究を進めるというところ。それから、日本銀行の扱いについては、閣議決定の対象に必ずしも日本銀行はなりませんので、その研究も踏まえというような形での記述をしているところです。

また、その研究結果の活用方法については、結果を委員会に報告するという記述も加えさせていただいているところです。

私からの説明は以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございました。大変多岐にわたっているわけですが、資料1－1、資料1－2、資料2の今の御説明について、御質問、御意見ありましたら、お願いをいたします。

○関根委員 どうも御説明ありがとうございました。いつも長谷川部長以下、内閣府の皆様方が、2008SNA対応も含めまして、多大な努力をされていることは、我々もユーザーサイドとして感謝しております。今、御説明いただいたことは非常に多岐にわたりますので、一気通貫で、全部、今思っていることを言うよりも、項目の前の方にあったことについて、少しだけ、まず先にコメントをさせていただきたいなと思っております。

具体的に言いますと、内閣府の資料1－2の最初のページにあった、需要側統計と供給側統計の加工・推計方法の開発の件です。これは、あくまでもプロシージャの確認みたいな話ですけれども、今年度中に対応ということで、それで承りましたということですし、対応方針の中に書かれていますように、四半期別GDP速報値と年次推計値とのかい離が最小化されるような形で統合比率を見直すという方針も、私は非常にリーズナブルなものだなというふうに思います。

御質問の内容は、そういう検討結果というのをこちらの部会でお示しいただけるのですよねということです。その場合、大体、それはどのぐらいのスケジュールになるでしょうか。感触がもしありであれば、教えていただければなと思った次第です。

以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございました。これにつきまして、内閣府から、いかがでしょうか。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 ありがとうございます。新しい統合方法については、まだスケジュール的には検討中ですので、確定的なものを申し上げられませんが、繰り返しとなりますけれども、今年の12月8日の7－9月期四半期別GDPの2次速報において、年次推計とともに反映することを目指して、今、検討作業をしておりますが、具体的な検討結果が得られた段階で、統計委員会でも御報告させていただければと思っております。

○宮川部会長 よろしいでしょうか。

○関根委員 結構です。

○宮川部会長 ほかに御質問ありますでしょうか。中村委員。

○中村委員 私も、今の関根委員の御指摘の点について関心を持ったのですけれども、2002年からこの供給側、需要側のウエートですね。これが変わっていないということなので、これを再検討していただきたいと思うのです。

ただ、ここで言っているような四半期別GDP速報値と年次推計値のかい離が最小化されるような統合比率は、一見、非常にもっともらしいですけれども、ただ、年次推計値は需要側も多少ありますけれども、基本的に供給側のデータを使って推計しているので、予

想される結果、あるべき結果というのは、供給側のウエートが1に近くて、需要側のウエートが小さいということになるのだろうと思うのです。

そういうのは自然だろうと思うのですけれども、結果として、例えば、今の0.5、0.5のものが、0.7、0.3ぐらいのもので出てきたとして、それをどう解釈するのか、それの意味合いは何なのかということを考える必要があるのではないかという気がいたしました。

○宮川部会長 それでは、内閣府、お答え願います。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 ありがとうございます。まず、おっしゃるとおり、確報、年次推計では、主に生産側と申しますか、供給側のデータを使っているということです。考え方としては、四半期別GDP速報のレベルで入手できる供給側のデータは、基本的に生産動態統計だということですので、工業統計表とは、大分、財の詳細レベルが違います。ですので、結局、大枠で、四半期別GDP速報の段階で得られた生産動態統計の財の集計レベルというのは、基本的に中間需要段階に行くもの、あるいは消費に行くもの、それから資本形成に行くものと、いろいろなものが混在しているということがあると思います。そのレベルで、四半期別GDP速報を求めるということになりますので、どうしても情報量として、恐らく足りないだろうということで、考え方としては、需要側のデータでそこを補完して精度を上げるというような考え方方が1つあるのではないかかなというふうに思っています。

結局は、四半期別GDP速報のレベルで、公表統計表の財の詳細レベルが得られれば、中村委員がおっしゃったように、恐らく、圧倒的に、多分、四半期別GDP速報のところでも生産側のウエートは高まるのでしょうかけれども、そこは、一応、利用できる情報を最大限活用して、あまり予断なく、決めつけずに、そのパラメーターと申しますか、比率の方は求めていきたいという考えであります。

○宮川部会長 どうもありがとうございました。北村委員、お願いします。

○北村委員 今の点に関連しているのですけれども、確かに現在手法ではウエートが固定されているというのは事実として、仮に動かしてみて、各期でどれくらいウエートが変わっているのかという時系列的な可変パラメーター、すなわちパラメーターが動いているのであれば、どのような方向に動いているのかなどを見てはどうか。要するに、直近であれば、その前までのパラメーターを使わざるを得ないわけですけれども、そのときに何かストラクチャルな問題が起これば、あまり通用しないわけなので、常にそういう問題があるので、実態的にはどれくらい時間を通じて変化しているのかというのを検証されて、どこまで、どれくらいのウエートをかけるのが、今の構造ではもっともらしいかというようなことで見られればいいと思うのです。確かに、その誤差を最小化するという簡単なストーリーで考えると、年次推計のところに入っているものと四半期別GDP速報に入っているもので内容が違うとすれば、簡単な足し引きによって、それが四半期別GDP速報に不足していた情報であるとは言い切れないところもあるので、もう少しいろいろ考えられた方がいいと思います。

○宮川部会長 内閣府、お願いします。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 御指摘ありがとうございます。可

能な限り、どこまでできるか分かりませんけれども、精いっぱい対応してまいりたいと思っています。

また、おっしゃるとおり、比率の固定性については、やはりストラクチャーが変わったりするというところもありますので、アップデートするという1つの考え方もあるかと思っています。統合方法についても、例えばなのですけれども、基準改定ごとに見直していくとか、できるだけアップデートしていくようなところは柔軟性を持って見直していきたいと思っております。

○宮川部会長 ほかに御意見ありますでしょうか。では、川崎委員から。

○川崎委員 丁寧な御報告、ありがとうございました。いろいろ検討いただいて、大変勉強になっておりますし、また、これから動きを期待しております。

私は、意見ということで申し上げます。特に質問ということでは必ずしもありません。今日のこの部会の議論というのは、これから次の次期基本計画にどんなものを盛り込んでいくかという、いわば下準備のような側面があろうかと思います。そのような観点から、今日の御報告と、それから、これまでの課題のリストなどを改めて拝見して感じたことを申し上げます。

国民経済計算に関して個別に御報告いただいていることについては、これは着実に進めさせていただいているので、この後、またこの部会、あるいは委員会で、きちんと議論していくべき、着実に中身が詰まっていくものと思っております。そのほかに、今後、次期の基本計画でもう少し議論したらいいかなどというふうに気付いた点が1点あります。それは、地方の統計のことです。これは、課題の番号でいうと資料1-1の4ページ、18番にならうかと思いますが、内閣府として、県民経済計算に対してのいろいろな支援を強化されるということを言っておられるので、これは大変良いことだと思っております。

ただ、私は、その地方の統計の問題は、その県民経済計算に限らず、いろいろな統計の体系の整備を国と地方で連携して、どうやっていくかという課題もあると思っております。今、地方の統計機構の人員もかなり減ってきているというような実情もありますので、そういう体制の下、リソースをいかに効率的に有効に活用していくかという観点から、国と地方の連携が大事だと思います。

この18番の取組は大事なわけですが、これを更に、SNAに限らず、もう少し幅広い観点にもつなげていくということが大事ではないかと思います。そういうことを横断的な観点から次期基本計画に入れていくことを考えたらというのが私の意見です。それを提案として申し上げたいと思います。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。ほかに。関根委員、どうぞ。

その前に、今の川崎委員のお考えに対して、私も統計改革推進会議で、いわゆる県民経済計算だけではなくて、各省庁のいわゆる出先というか、地方の支局の出されている統計の地域がばらばらなので、地域ごとに整合的に統計が発表できるようにという文言を盛り込んでほしいという話をし、一部、整合性というようなことを中間報告には盛り込んでいただいているのですけれども、それは、ここで議論している国民経済計算より少し広い範囲になるので、もう一度、全体で、基本計画に何を盛り込むかを議論するときに、既に統

計改革推進会議の中間報告にも盛り込まれていることでもありますから、それをどう具体化するかという中で議論をした方がいいのではないかという気はしています。これは個人的な私の意見です。

関根委員、どうぞ。

○関根委員 今の地域統計の話も重要と思いますけれども、私が指摘したいのは、実は地域統計のことではなくて項目号1の話に戻ってしまうのですが、よろしいでしょうか。

○宮川部会長 どうぞ。

○関根委員 中村委員、北村委員、そして長谷川部長がおっしゃることに尽きるという感じもあり、同じようなことを言うことになるのですけれども、あくまで確認のためです。恐らく、ここにあるフィロソフィーというのは、年次推計がやはり正しいという大前提があって、四半期別GDP速報というものはその年次推計のためのQuick Estimateであるという役割分担がある、ということだと思うのです。

そうなると、四半期別GDP速報というのは一体何のためにやっているのかというと、あくまでも年次推計を当てにいくために、今ある情報を最大限活用してやっていくところなると私は思っています。

ですから、そういう意味では、長谷川部長がおっしゃられた、いろいろな情報について、実は年次推計の中に入っているものが四半期別GDP速報推計の中に入っていないので、それを補うために現在ある情報を最大限活用するというお立場で、全くいいと思うのです。

その中で、私がいつも思っていることは、そういう立ち位置だと考えると、細かく作り方を見ていくという作業もとても大切ですけれども、統計的なというよりも、これはEconometricsの話だと思うのですが、そちらを活用するという観点もより重要ではないかと思いました。それが北村委員がおっしゃられたような、例えば可変パラメーターモデルで推定してみたら、パラメーターが徐々に推移していく、そこそこ当たる確率が高いよねとか、いろいろなやり方があろうかと思うのです。

そういう意味では、常に精緻に精緻にと、年次推計を真似るために細かく細かくやっていくという立場もあるうかと思うのですけれども、むしろ年次推計を当てるために、いろいろな組み合わせで計量経済学的な手法を使って、推計されると、この統合比率や何かについては、よりクリアなものが出てくるのではないかなと思いました。

いずれにしろ、この話は後ほど御検討結果をこの場で我々に見せていただけるということでしょうから、その場でまた、そういったことを確認させていただければと思っております。

以上です。

○宮川部会長 内閣府で、何か御意見ありますか。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 結構です。

○宮川部会長 それでは、ほかに御意見ありますでしょうか。

地方の話も出ましたけれども、東京都、それから長野県、何か御意見等ありますでしょうか。

○古川東京都総務局統計部調整課長 東京都です。地方統計機構として、今、携わってい

る統計というのは、基幹統計調査を中心としたものですので、当然、国の行う全国一律での調査の中で、地域、都道府県なり、関東エリアなりみたいな形で表章してくださって、我々は活用しているところでして、そういう意味で、今後、いろいろな形で、最終的にはこれを維持していただきたいというのが私ども地方統計機構としてお願いしたいところです。言うなれば、調査客体の皆様が一度調査されたものを、都道府県表章をできないということで、個別に都道府県が再度調査を行うということになりますと、全く重複したものになりますので、調査客体の負担という観点からも、やはりどこかが行って、それを分割して、我々は使わせていただくというような視点というのを考えていただければ幸いと思っております。

○宮川部会長 ありがとうございます。長野県は何かありますか。

○小口長野県企画振興部情報政策課統計室担当係長 長野県です。先ほど幅広い統計の中での地方の統計の充実というお話をいただきまして、今、やはり地方創生ですか、そういった観点から、データに基づく政策立案というのがすごく求められているところです。やはりデータというのは、統計というのが主眼になりますので、地方の政策立案に役立たれるような統計というものをまた考えていただければありがたいなと思います。

○宮川部会長 どうも貴重な御意見、ありがとうございます。ほかに。野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 細かい話ですが、今後検討されるということなので、今の見通しだけで結構ですけれども、1つは、資料1－2の5ページの娯楽作品の話で、今後の対応方針を拝見いたしますと、下の赤いところに、データの蓄積を含め利用可能な基礎資料を改めて精査云々と書かれています。これは既存の出ているデータ等から推計するということで、個別の調査、例えば映画会社なり文学出版社なりに個別調査をするということではないという理解でよろしいでしょうか。

もう一つは、利用者側の視点からで、これも今後の検討の話なので、今ご質問するのは恐縮なのですから、参考系列として、GDPの生産面、分配面を出していかれるということですが、今ほどの御説明でも、分配面のGDPは、場合によっては、支出面とプラスマイナスの符号が反対になることが多いようで、今後の開示において、参考系列とはいえ、それぞれのGDPの数字の違いをどう説明するのでしょうか。技術的な計算の仕方を説明しても、あまり意味はなくて、数字そのものの意味をやはり説明しなくてはいけないので、そういう点について、こんな方向かなということがあれば、教えていただきたいと思います。

○宮川部会長 内閣府、お願いいいたします。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 お答え申し上げます。

まず、最初に御質問にありました資料1－2の5ページの娯楽作品の原本についてです。ここで書いておりますのは、基本的には、既存の統計としては、例えば経済産業省の特定サービス産業実態統計があり、その中で、映像作品ですか音楽作品、こうした制作業というものがありますし、特に音楽関係というのは、比較的最近調査され始めたものなので、今の段階では、まだデータ蓄積が足りない状況にあります。こうしたデータが今後、年々蓄積されてまいりますので、そういう蓄積をまずは踏まえたいということです。

次に、新たな調査を行うのかということについては、そこは必ずしもそういうことは考えておりません。ただ、いろいろな業界の実態といいますか、どういう形で著作権の管理がされているのかとか、そういった著作権使用料の流れですとか、そういったものの実態を踏まえていく必要がありますので、いろいろ業界の方々にお話を伺いにいくということは当然あると思います。そういうことも踏まえながら、推計でどれぐらい補完できるかということを検討したいと考えております。

もう一点、三面の参考系列に関する御指摘についてはごもっともでして、これまでの統計委員会基本計画部会の御審議におきましてもお話が出ましたように、まずは、どういう推計手法を探っているのかということを御説明するということ、その手法から推計される系列についてどういった癖を持っているのかということについて、お示ししていくということかと思います。

いずれにしても、参考系列として公表していく段におきましては、私どもとして現時点でお考えおりるのは、主たる系列としては、四半期別GDP速報として推計している支出側のGDPであり、参考系列の公表タイミングとしては、その支出側GDPの公表後、事後的に、少しラグを持って公表するということです。仮に、検討の結果、参考系列としての公表ができるようになれば、そのように公表を想定しております。こうした中で、きちんと推計結果についても御説明できるようにすることを考えていきたいと思っています。

○宮川部会長 よろしいでしょうか。

○野呂委員 これまでの、例えば消費増税の時のGDPのメディアの扱いなどを見ますと、参考系列とはいえ、符号の違うものが出てくると、相当混乱があるかと思いますので、計算の仕方というよりも、数字そのものの意味といいますか、この数字をどう使うかというところは丁寧に説明していただくといいのではないかと思います。

○宮川部会長 その点につきましては、内閣府でも、本当に説明の仕方によっては随分といろいろな解釈が出てくるかと思いますので、公表に当たっては、よく練った上でというようなことになるのではないかとは思います。

ほかに、皆様から御意見等ありますでしょうか。関根委員、どうぞ。

○関根委員 参考系列の取扱いですけれども、野呂委員、御指摘のように、いろいろかい離してしまうこともありますがあろうかと思うのですが、それについて説明をいろいろしていただけるということですので、私どもも、それは非常に重要で、是非やっていただければと思います。我々、ユーザーサイドも、いろいろかい離の状況も見せていただければ、そのうち勉強するのではないかというように私は思っています。

例えば、内閣府の資料1-2の4ページの右下のグラフを見ると、確かに分配と支出は合わないなと思えます。ただ、恐らく、こういうのを我々、ユーザーサイドで見れば、ならしてみようと普通考えるだろうなと思います。この四半期ごとに分配と支出がぴったり合うかと言わわれれば、そこも厳しいものが現実問題としてはあるのかもしれないと思うのですが、大きな傾向が変わらなければ、ユーザーサイドとしては使えるところはたくさんあるのではないかなと思いました。でも、いずれにしろ、いろいろ説明していただけると、それは大変助かりますということです。

これに関連して、少し御質問ですけれども、そもそも、四半期のこのような参考系列の公表というのは、当初の計画ですと、確かに平成28年度中にというような話だったと思うのですが、それが遅れてきていて、今は平成30年度中までに結論とか、そういう話になっています。先ほどの御説明の中にもいろいろ課題があるということはあったのですが、どうして遅れたのかという点について、実はこういうところで困っていますというような話があれば、教えていただければ大変助かるかなと思った次第です。

○宮川部会長 それでは、お願ひいたします。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 お答え申し上げます。まずは、前段につきまして、大変貴重な御意見をいただきありがとうございます。

後段の御質問ですけれども、適切なお答えの仕方か分からぬところはあります、第Ⅱ期基本計画の位置付けとしましては、資料1-2の3ページの最初のボックスの①にありますとおり、「平成23年基準改定の後、できるだけ速やかに参考系列として公表」という書き方をしておりまして、これは必ずしも平成28年度中であるとか、そういったことを意図していたというものではありません、というのがまず1点です。

従前の統計法施行状況報告書の中でも記載させていただいたとおり、特に平成27年度という作業期間におきましては、先年末に公表しました平成23年基準改定について、一般的な基準改定より多い遡及推計期間への対応も含めて、その作業はかなり膨大なものであったため、リソースをこれらの作業に集中投入したという事情があります。

今後も参考系列の開発を進めていく中で、可処分所得なども含めて、新しい平成23年基準の概念で、改めて推計手法を検討していくこととなります。ベースとなる部分は大きくは変わらないのですけれども、新規に追加された事項等において検討が必要なところもありますので、そういったことを踏まえて、平成30年度末までという時点を1つのメルクマールにしているというのが今の状況です。

○宮川部会長 よろしいでしょうか。

○関根委員 結構です。

○宮川部会長 先ほどの野呂委員と、それから関根委員のお話ですが、これから次期基本計画の基本的な考え方について、皆様と御議論をさせていただきたいのですが、3つ目のところの文章の最後に「なお、生産面、分配面の四半期GDP速報の参考系列としての公表の取扱いについて」と書いてありますので、必ず公表するというよりも、その公表の仕方も含めてというふうに理解できるのではないかなどと思いますので、そういう意味で、もう一度、統計委員会なり、この場で、一応、資料を示していただきて、その公表の仕方も含めて、御議論ができるのではないかというように思いますけれども、こういう基本的な考え方をお認めいただけるのであれば、ある程度、野呂委員の御懸念も少し反映した形になるのではないかと思います。

そこで、もし、皆様から追加的な御意見がなければ、この次期基本計画における取扱いに移らせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○関根委員 もう一点、御質問をさせていただいていいでしょうか。

○宮川部会長 どうぞ。

○関根委員 今、宮川部会長が資料1－1の5ページのところを指して、おっしゃられていたのではないかと思います。次期基本計画の基本的な考え方の5ページ目のところの生産、分配面の四半期別の取扱いという、最後のところの話です。その一文前の、生産、支出、分配の三面の整合性に関する研究開発プロジェクトを推進するというところですが、それは先ほど御説明があったように、これからやるということだと思うのですけれども、もう少し具体的に、このプロジェクトがどんな形で発進しそうかということについて御説明いただけますと、大変助かるかなと思います。

確かに、かつての議論の経緯では、外部の有識者とか、日本銀行や他省庁の方々も含めて、結構、この研究開発プロジェクトは大きなものになるというふうに私どもは承っていたような記憶があるのでけれども、そういうことも含めまして、今はどういうメンバーで、どういう時期から立ち上がりていくようなイメージがあるのかということについて、もし御説明があれば助かるなと思った次第です。

○宮川部会長 内閣府、お願ひします。

○吉岡内閣府経済社会総合研究所上席主任研究官 現状のところ、まだこの場で申し上げられるというどころか、メンバーとか、そういったものがまだ決まっておりませんので、ここに書いてありますとおり、基礎統計改善を含むSUT体系への移行の検討の中で、国際的な議論を踏まえつつ、より精度の高い三面のGDPの推計手法について研究を進めるということで、具体的なことはまだ決まっておりません。申し訳ありません。遅れています。

○宮川部会長 よろしいですか。北村委員、どうぞ。

○北村委員 今のお話の少し前のデフレーターというか、医療、介護、教育の質の変化のところの研究プロジェクトについても少し確認しておきたいのですけれども、これは、ざっと考えると、質の測定というのはヘドニック・アプローチのようなものを使って行うのではないかと思うのですが、そのためには、これは17年度より研究を開始するとあるのですけれども、少し考えてみると、そのための基礎統計といいますか、病院の属性とか学校の持っている属性といったミクロデータのようなものの利用可能性というのは、もう既に確保されているのでしょうか。時間的に見て少し難しいかなと思うのですけれども。

○宮川部会長 いかがでしょうか。

○市川内閣府経済社会総合研究所主任研究官 お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、今年度から始めたばかりですので、まずは欧米の手法等を検討したいと思っています。アメリカでは、サテライト勘定ということで、疾病分類別の価格指数を公表しています。特にヘドニック等で推計しているわけではなくて、分類を疾病別にしているということです。欧州のハンドブックでは、疾病ですか、治療行為別のアウトプットを実質値で出しているといった例がありますので、そういうものを検討したいと思っています。

データについて、もう確保されているのかという御質問ですけれども、データは、いろいろ検討はしているのですけれども、まだ、これですというように申し上げるような段階には至っておりません。

○宮川部会長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 先ほどお話がありました、四半期別GDP速報の生産面、分配面のところですけれども、今、私どもの持っています相場観を申し上げますと、試算値という形で、新しい平成23年基準でもって、これから作業をしていこうと思っておりますが、一応、来年の統計法施行状況報告などで、また先生方に御覧いただくような形で準備は進めていきたいと思っています。

○宮川部会長 失礼します。少し私、聞き逃したので、四半期のものですか。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 そうです。

○宮川部会長 分かりました。よろしいでしょうか。

それでは、一応、資料1－1の5ページの議論に移っているようですので、とりあえず、まず基本的な考え方という3つの部分です。家計の可処分所得、貯蓄の速報値を参考系列として平成30年度中に公表するということを目指して検討すると。それから、娯楽作品の原本を総固定資本に計上する。これは平成32年をめどとして検討するということ。それから、今、御議論がありました、国民経済計算に係る国際基準策定プロセスに関与、強化するため、国際議論への積極的参画を図りつつ、理論的、実務的な研究を実施する。また、それらの研究を踏まえて、OECD等、国際会議において積極的な意見表明を実施する。このために、国際的な動向も踏まえた新分野の取り込み、いわゆる生産、支出、分配、三面の整合性に関する研究プロジェクト。それから、生産、分配面の四半期GDP速報の参考系列としての公表取扱いについて、平成30年度末に結論を得るという部分です。

これについては、原案でよろしいでしょうか。いろいろ研究の内容については、今後、もし付け加える必要、どうしてもということであれば、研究の内容については今後明らかにするとかということもあるうかと思いますが、通常は、隨時、チェックをしていければよいのではないかなどということだと思いますので、とりあえずはこれでよろしいでしょうか。

それから、皆様から最も御意見が多かった資料1－1の課題1、需要側統計と供給側統計の加工・推計手法のものですが、これは、とりあえず2017年中に導入を目指すことで、内閣府から推計方法などの御説明があったのですが、私が最も気になっているのは、実は、家計最終消費支出とか法人企業統計は、これから変えていくわけです。この部会が拡張した目的というのは、その関連統計も精度を上げるために変えていきましょうという点にあるわけですから、2017年中には、例えば家計調査とか、それから法人企業統計のいろいろな項目についても、これから変わっていくことが予測されるわけですね。そうすると、ここでの比率とか、そういうものも順次、変わっていく、または、当然のことながら、改善していくなくてはいけないということになると思うのです。

ですから、2017年中の結果が、フレームワークとしては、こういうことになるのでしょうかけれども、継続的に検討結果を報告していただくようなことをやはり基本計画に盛り込んでいいのではないかと思っているのです。

それも含めて、先ほど話がありました資料1－1の19番のサービス統計も変わっていくことがありますから、要するに供給側も変わってくるということになりますので、需要側統計と供給側統計の加工・推計方法については、関連1次統計の改善に応じて、随

時、推計方法の改善状況を報告していくというような、文章はお任せいただきたいのですけれども、そういう形で皆様の御意見を反映するということで、いかがでしょうか。

○関根委員 別の視点で、もう少し細かい話で、1つ、付け加えてよろしいでしょうか。まず、宮川部会長がおっしゃられていること自身に対して、特に今の時点での反論とか、そういうことではありません。

ただ、むしろ5ページのところに戻っていただきて、基本的な考え方として、「上述した< P >扱い以外の部分」という話がありました。< P >扱いの部分については、例えば19番のところとかもいろいろあったりして、もう少しPになる可能性もあるなということですが、私がこれから申し上げるのは少し細かい話です。これはどういうふうに皆様がお考えになるか、微妙な問題があるので、むしろ、どうでしょうかというお伺いですが、21番の建設のことです。建設につきましては、もう2008 SNAの中でいろいろ工夫をされたということが先ほどの御説明の中にありましたし、それ自身は非常に評価できることだと思っています。

ただ、私が少し気になっているのは、むしろ我々が第1回部会のときに話をさせていただいた点でして、国土交通省でいろいろ御努力されて、今後、リフォーム統計の見直しなど、いろいろやっていきますとか、建設総合統計もいろいろ見直していきますということでしたが、それは、どの時点からSNAに反映されていくかということです。

これは、統計改革の基本方針の中では、2020年度を目途にとか、そういう形で、1次統計の話のところで書いてあったと思うのですけれども、もう少し早くできるという余地はないでしょうかということなのです。

なぜそのようなことを申し上げるかというと、これから2020年にかけて、オリンピックとかいろいろなものがあって、我々ユーザーサイドからすると、実は建設関連のアクティビティーというのは、特にモニタリングをしていかないといけないと思っているところがあります。

そうなりますと、国土交通省が野心的にどんどんやっていかれるということであれば、産業連関表に完全に反映して、2020年度まで待つという今のお立場をもう少し工夫されて、もう少し早くSNAの中に取り込んでいただけると、我々としては非常に助かるという観点があります。

もし、そういうことが可能であれば、また、そういうことを考慮してもいいということをほかの委員の方々や内閣府も含めて考えられるのであれば、この次期基本計画の中で、そういういたアイテムを検討するとか何かなり加えていただけるわけにはいかないでしょうか。ユーザーサイドから見た視点ということで、御検討いただければと思った次第です。

○宮川部会長 これについては、まず内閣府から、少しお答えいただいた方がいいかと思います。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 ありがとうございます。私どもも、基礎統計の改善とか改定については、実現した段階で、できるだけ早く織り込みたいという意思は持っておりますけれども、やはりSNAという性格上、1つの項目で何か処理できればいいのですが、例えばデフレーターを作るですか、あるいは、資本形成の場合で

すと、償却率の問題が出てくるとか、時系列的に整合性あるものをしっかりと作っていかなければならぬというところがありますので、何かアドバンスにできるというのは、今のところ難しいかなというのは正直思っているところです。

やはり産業連関表の体系の中で、各係数と申しますか、データの整合性を得て、それを取り込んで、それで我々としても可能な限りの整合性のある時系列データを作るというようなスタンスでありますので、そういう特別の扱いをするというのは、現時点では難しい課題ではないかなというふうには思っています。

○宮川部会長 いかがでしょうか。私たちの提案なのですけれども、先ほども言いましたように、課題1の問題を、1次統計の改善に応じて、どんどんインプルーブしていく中に、例えば、課題1だけではなくて、19とか21とかを織り込んでいけるようことができれば、年限を決めるのが非常に難しいかもしれませんけれども、そのところを事務局と私で文章を考えて、その中で盛り込むというような形で、次期基本計画には入れるというようなことでいかがでしょうか。

○関根委員 私は結構です。

○宮川部会長 もし、ほかにこれに関して御意見がありましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。中村委員から御指摘のあった課題1、1のほか19、21の問題も含んで、少し今後の継続的な課題というように考えるということにしたいと思います。

それから、これは私の意見なので、後で内閣府から御議論があれば結構だと思いますが、20の問題については、先ほど御説明がありましたように、ファイナンシャル・リース、今、私も今般の改定のときに、国民経済計算部会の委員として議論をさせていただいたのですが、問題点は、リースの使用者主義の部分と所有者主義の部分が混在しているということです。所有者主義ということであれば、リース会社に資本が立っていて、使用者主義であれば、そのリースを使っているところに資本が立つという形になります。

後の23の項目で記載しているように、内閣府では、生産性分析もやられたいようであり、資本サービス量に関する取組なども非常に意欲的にやられるようですが、実は、所有者主義の部分と使用者主義の部分が混在していると、結果的に、産業別に見ると、要するに使用者主義の財をたくさん使っているところと、所有者主義の財をたくさん使っているところで、実はバイアスが出てくるという可能性があるわけです。例えば、所有者主義だったら、もしかしたら生産性が高く出る可能性も出てくる産業もあるということです。内閣府がおっしゃる、生産性をもう少ししっかりやられたいということであれば、2008 SNAのところで、基準改定で残された課題として、どちらかに統合するなり、例えば会計基準に変えるなり、合わせて変えるなり、やはり何らかの検討が必要ではないか。

私が、少なくとも、自分でデータを扱ってみる限り、リースの問題よりも、ここで意欲的に捉えてある娯楽作品のいわゆる資本の計測の方がよほど難しいような気がするのです。1次データからの推計からすると。そういうことを考えると、せっかく娯楽作品等の検討もされるのであれば、その20の問題も引き続き御検討していただきたいと思うのですが、これについて、まずは内閣府の御意見を少しお伺いしたいと思います。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 この問題は、今回の経済センサス

でも取り扱ったところですので、引き続き、ここは課題ではあろうかと思います。このところは、結局、まさに先生がおっしゃったように、使用者主義と所有者主義の考えが、会計的に今、少し混在しているところがあります。ただ、推計上は、そこはダブルカウントにならないような形で、過去のデータを用いながら、整理されているというですけれども、より精緻な産業ごとのデータを得るためにには、やはり基礎データの課題というのは大きいかと思っています。

○宮川部会長 既に法人企業統計でも、会計基準が変わったときに、一応、影響度を調べられているということもありますので、この点の問題、例えばユーザー側がどう修正すればいいのかといったような、利用者にとっての問題、課題は残されているのではないかなと思います。

この点、少し、また事務局でも引き取らせて検討させていただくということで、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

以上、1と、それから20の問題については、1は19、21を含めて議論をする。1は、どのような形であれ、入れていきたいと思います。20の問題を基本計画にいれるかどうかは、再度検討をさせていただきたいというふうに思っております。

そのほか、川崎委員から18の問題が出ておりますが、これは少し広い議論でやってもいいのかなと、私の個人的な見解では、国民経済計算にむしろ限定しない方がいいのかなと思います。統計委員会の中でも、地方の統計の整備、県民経済計算も含んで考えた方がいいのではないかなというような気がしているのです。

それに、先ほどもありましたように、SUTの問題というのが大きな問題として、まだ統計改革審議会の中で議論されておりますので、もう一度、議論されなくてはいけない問題があると思いますので、その場で少しもんみてはどうかなと考えております。

そうしますと、今度は資料1の基本的な考え方については、今、申し上げたような形でまとめさせていただきたいと思います。

資料2のデフレーターの問題ですが、これは河井委員から、医療、介護、小売サービスのデフレーター、これについては今後とも検討するということが出ていますので、反映されているかと思いますが、もう一つ、費用積み上げによるデフレーター推計の見直しということですが、確かにサービス業において、こういう部分が非常に多くなっております。ただ、その中でも中心的なのが医療、介護、教育といった非営利部門ではないかなと思いますので、先ほど総務省から、基本方針の課題に内閣府はという主語を入れ、関係省庁と連携の上という修文をした基本的な考え方案が出ておりますが、それに加えて、内閣府は2017年度より、医療、介護、教育を中心とした費用積み上げ方式の価格について、質の変化を反映した把握方法について関係省庁と連携の上、研究を開始するというような、あまり大きな課題があると大変でしょうから、そういう形で、河井委員の意見を取り入れていくことではいかがかと、私としては思うのですが、これは内閣府でも御意見があろうかと思いますので、内閣府、いかがでしょう。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 ありがとうございます。先ほど資料1-2で御説明させていただいたとおりですけれども、医療と介護につきまし

ては、こちらは現行では消費者物価指数をベースにデフレーターの推計をしておりまして、翻って、消費者物価指数は、診療報酬であったり介護報酬であったりするということで、必ずしもコスト積み上げ、費用積み上げというわけではございません。

○宮川部会長 教育はコスト積み上げ型ですね。分かりました。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 一方で、資料2で掲げてある中の分野で、現行の日本のSNAで費用積み上げになっているものとしては、先ほど御指摘いただいた教育と、あとは建設というところがありますので、そういう事実関係を指摘させていただきます。

○宮川部会長 ただ、この部分、いかがいたしましょうか。皆様の御意見をお伺いして、医療と介護はここに御説明いただいたように、確かにコスト型ではないので。

あと、少しお伺いしたいのは、例えば建設や教育をやる場合に、コスト型の部分を質に変換するときの手法みたいなものを提示していただき、ほかのコスト型の物価指数の質の変化にも対応できるような提示の仕方を考えていただけることではいかがかなというように思います。可能かどうかを少しお伺いしたいのですけれども。

○市川内閣府経済社会総合研究所主任研究官 今月から研究を始めたばかりですので、今、可能かどうか、まだお答えできるような段階ではないのですが、先ほど御指摘いただいた教育については、確かにコスト積み上げ型ですので、どういった手法が考えられるのか。あとはデータの制約も多々あると思いますので、一概に、教育ができたから、ほかができるか、応用できるかというのも、また課題ですので、今、この場で盛り込んで、研究しますと言い切るような状況ではありません。

○宮川部会長 例えば、こんな修文案ではどうですか。「内閣府は、医療・介護及び教育の質の変化を反映した価格の把握手法『とその応用』について」(『』部分を追加) ということで。できなければ仕方がないのでしょうかけれども、だから、教育の場合が、例えばコスト法であったとすれば、その応用について関係省庁と検討して、研究を開始するというのではいかがでしょうか。

○市川内閣府経済社会総合研究所主任研究官 はい。その方向で研究させていただきたいと思います。

○宮川部会長 これで河井委員にも御説明をしたいと思うのですけれども、皆様はいかがですか。今おっしゃったように、開始するというようなことですので、始めれば全ての研究というのは大体、適用性を考えないといけないと思います。北村委員、どうぞ。

○北村委員 今の御説明でいいと思うのですけれども、1つ考えられるのは、医療とか介護、教育というのは、自由競争ではなくて、かなり規制が入っているところなので、そういう市場の影響など。要するに、マーケットでオブザーブされているプライスを見れば、それでいいというような話なのか、それがどういうふうに変わっているのかなどという点。例えば季節性がすごくあるような改定の仕方があるとか、いろいろな特色があると思うので、そういうことも含めて、総合的に考えていただきたいと思います。

○宮川部会長 今のお話、少し文章的なことですけれども、そうすると、「内閣府は、医療・介護及び教育の質の変化を反映した価格の把握手法『とその応用』について関係府省等と

連携し平成29年度開始の『包括的な』研究を進める」(『』部分を追記) という修正でいかがですか。どうぞ。

○市川内閣府経済社会総合研究所主任研究官 結構です。

○宮川部会長 それで、例えば市場のことと、非市場のこととを含めて研究することにする。確かに教育とか、介護というのは民間と両方ありますからね。

○北村委員 さっきのお話ですけれども、学校でも私学と公立があって、その扱いが違うとかということはあると思います。

○宮川部会長 北村委員は、今の包括的なというような文意でいかがでしょうか。

○北村委員 はい。

○宮川部会長 それでは、先ほどのとおりですが、私、繰り返すと間違えそうなので、今、記録をとっていただいたかと思いますので、議事録には残ると思います。先ほど私が示した案で、この資料2の基本的な考え方の表現は整理したいと思います。すなわち、「内閣府は医療・介護及び教育の質の変化を反映した価格の把握手法『とその応用』について、関係府省庁と連携し、平成29年度開始の『包括的な』研究を進めるとともに」(『』部分を追記) という形にさせていただきたいと思います。

それでは、資料1と、それから資料2に関する議論につきまして、これまで述べたように整理をさせていただきました。

続きまして、それでは、国民経済計算に用いられる基礎統計の改善について御審議をいただきたいと思います。

具体的には、家計調査及び家計消費状況調査について、国際収支統計について、デフレーターについての3つの課題についてです。

まず、家計調査及び家計消費状況調査について、資料の御説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 それでは、資料3になります。

この民間最終消費等のうち、家計調査につきましては、基本計画では取り上げておりませんで、統計改革基本方針で示されている部分です。

まず、ここにありますように、これまでにも、この統計委員会において、その下の、後ほど説明があります未諮問基幹統計確認審議等でも御指摘のあった方向性に沿って、まず、1つ目は、オンライン家計簿の導入などということで、ICT活用による負担軽減、調査の質の向上という部分です。

2つ目は、これはその未諮問基幹統計審議も踏まえて開催されました、総務省の研究会における議論を踏まえて、消費の動向を把握する新たな指標を作成するというようなことが掲げられております。

3つ目は、調査対象世帯の年齢、世帯構造について検証を行って、結果の補正等について検討する。これは継続的にやっていくという項目になっております。

さらに、家計調査に加えまして、その補完的に実施されております家計消費状況調査におきまして、1つ課題が掲げられておりまして、調査票の督促、審査の強化等の措置を踏まえて、質の向上を図るというような点が掲げられているところです。

私からの説明は以上です。

○山澤総務省統計委員会担当室室長 続きまして、統計委員会担当室から統計委員会の意見について説明します。

家計調査については、平成26年度統計法施行状況に関する審議の未諮問基幹統計の確認審議の対象としました。その際には、本調査の電子化の検討を進め、オンラインでの回答、タブレットでの回答について実現を図っていくことが必要と意見しております。

ビッグデータ等の活用可能性、単身世帯の消費支出の把握方法、世帯構造の変化の影響分析など、幅広い観点から、家計消費に関する新たな指標開発に向けて研究していくことが必要。

3番目に、世帯主の年齢階級分布を用いた推定結果を参考系列として提供することについて検討することが必要と意見しております。

それ以外にも、記入しやすい調査票導入のための検討など、今後も継続して取り組むべきことを何点か意見しております。

また、家計調査の変更に関する平成29年1月の諮問第95号の答申の今後の課題において、(1)電子マネーや各種ポイントによる収支の把握に当たっては、引き続き、報告者負担の軽減に向けた検討と丁寧な説明に努めること。(2)平成31年1月の新家計簿への全面移行に先立つ、新旧家計簿の並行使用期間においては、適宜、主要な数値について、新旧家計簿別の集計結果を参考提供するなど、利用者に対する情報提供の充実に努めること。(3)オンライン調査の導入、拡充により、かえって、都道府県職員及び統計調査員の負担が著しく増加するがないよう配慮するとともに、従来の回答状況との間に差異が生じる可能性があることを考慮し、その影響を検証すること。(4)調査の回答状況等について、情報共有が可能となる工夫を凝らすことで、調査回答が得られなかつた世帯の発生に伴う調査結果への影響について把握できる環境整備に努めることが指摘されています。

各種研究会等での指摘については、総務省の速報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会で検討されており、今年の3月に取りまとめが行われていますが、その内容については、この後の担当府省の説明をお願いします。

私の説明は以上です。

○宮川部会長 次に総務省統計局からお願いします。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課課長 総務省統計局です。

家計調査につきましては、昨年秋に本統計委員会に諮問をいただきまして、人口・社会統計部会で御審議を経て、答申を頂戴したところです。

平成30年1月から、家計調査の変更ということとして、調査方法、それから家計簿を含みます調査様式の見直しを行うこととしています。中でも、オンライン家計簿の導入など、ＩＣＴを活用いたしました新しい調査方法の導入、従来の家計簿の様式の変更によりまして、報告者の記入負担の軽減、一層の正確な記入の確保に努めていく所存です。

平成30年1月からオンライン家計簿を導入してまいりますが、スマートフォンやタブレットでのレシート読み取り機能も活用いたしまして、さらには、世帯票、準調査世帯票につきましては、調査員によるタブレット端末からの回答を可能としていく予定です。

それから、総務大臣主宰の速報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会

ですが、こちらは昨年の秋、9月から開催しまして、計6回開催してまいりました。先般、3月下旬に取りまとめが行われまして、上方を見ていただければ、書いてありますが、要約いたしますと、ビッグデータを活用し、消費動向の全体構造を捉える新たな速報性のある包括的な消費指標の体系・消費動向指数、CTIを短期及び中長期的観点に立って開発し、今後の経済財政運営、税制改正等に寄与し、民間企業における経営判断、市場分析等に資する、国民共有の統計指標体系として、こちらも平成30年1月分から提供するということの提言を頂戴しまして、今、その開発を進めているところです。

こちらは、家計調査の欄で書いてありますが、どちらかといいますと、家計調査から離れているといいましょうか、家計調査とは別といいましょうか、そういう取組と考えています。

中でも、その1つといいたしまして、単身世帯を含めました総世帯の消費動向を毎月把握できるようにするために、単身世帯を対象といいたしました新しい調査といいたしまして、家計消費単身モニター調査を本年8月目途から開始する予定で、現在、準備を進めているところです。

また、ビッグデータの利用に関しましては、個々のバイアス補正を行うために、各種の調査統計ですとか、民間のパネル調査データ、それからPOSデータ等を用いて、これらを融合する検討を進めているところです。

他方で、ビッグデータにつきましては、実際のところ、各企業の皆様方と話し合いをどんどん進めているところですが、必ずしも、現時点で実用化できているような状況ではありませんで、実用化していくところから進めていく必要性がありまして、このために、产学研官連携の研究協議会を本年度から、立ち上げていく予定です。

また、家計調査に戻りますが、家計調査の推計方法につきましては、幾つかの方法論で私どもも検討を進めているところです。地方×年齢階級×世帯人員の世帯分布といった3次元の分布を用いた家計調査と労働力調査の比較分析なども行っていまして、推定が実務上、可能かどうかの検討を進めているところです。

クロスをたくさんとってまいりましても、結局、月別でやってまいりますと、ベンチマークとなるところが欠測になってしまったりしまして、必ずしも、その精度がよくなるというところは見えないところもあります。

いずれにしましても、家計調査の精度向上には、努めていきたいと思っていまして、推計方法につきましても、いろいろ検討をしていきたいと考えています。

続きまして、家計消費状況調査です。家計調査を補完するための調査ですけれども、こちらは大きく申し上げまして、精度の向上と、それから公表の早期化、この2点の観点から進めています。

精度の向上につきましては、また、公表早期化に関しましても、調査客体の負担軽減を図っていく必要性もありますし、今年の1月の調査分から、調査品目数の見直し、調査票の改定を行っています。

これによりまして、精度も向上できると思っていますし、また、調査客体の負担も少なくなってきたところでもありますし、督促事務なども、それに伴いまして、早目、早

目に行うようにしているところです。

調査項目の内容の見直しに伴いまして、調査票の記載内容も見直しを行いまして、調査客体からの疑義照会の件数も減らしてきているところです。

さらには、今年度におきましては、これまで調査の謝礼金も、他の調査と比較しまして非常に安い単価でもありましたので、精度向上の観点からも、調査票の回収率を上げていくことの必要性から、この謝礼金の増額などを進めているところです。

簡単ですが、私どもからの説明は以上です。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 それでは、資料3の3ページになります。下の方になります。次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）です。

まず、基本的な考え方の前提といたしまして、ただ今、調査実施者から御説明のありましたように、調査方法につきましては、これまでの統計委員会の意見、答申等を踏まえまして、平成30年1月以降、順次、その具体的な改善に取り組んでいるところと認識しておりますし、また、今度とも、その動向を注視していく必要があるのではないかと考えているところです。

2つ目の丸は、これまでの統計委員会における整理を前段でしておりますが、「したがって」以下のところですが、景気指標としては新たな指標開発が必要という点と、本統計については、記入者負担等に基づいて、家計調査の長期的なあり方についても検討を進めるべきというような基本的な整理とします。これにつきましては、これまでの委員会の御議論を踏まえたものです。

そういった前提に立ちまして、基本的な考え方といたしましては、まず1点目としまして、家計調査における平成31年6月のオンライン調査全面導入に向けて、段階的にその実施を進めるということにしております。

2点目としまして、家計消費に関する新たな指標、先ほど御説明にありましたCTIにつきましては、引き続き、開発、精度向上に取り組むという、この2つの課題を考えているところです。

私の説明は以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。それでは、皆様から御意見をいただきたいと思います。野呂委員、お願いします。

○野呂委員 今の議論とは直接関係なくて恐縮なのですが、家計調査は報告者にとって大変な調査で、世帯単位での調査票だったと思うのですけれども、共働きなどで、夫と妻の家計が別々になって、世帯単位の調査票では書きにくいのではないか、すなわち、サンプルの抽出は世帯単位でも、調査票は妻、夫、別々でないと回答が難しいのではないかという意見もあったように思いますが、そうした検討はされているのでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課課長 御質問ありがとうございます。御指摘の部分、まさにありますて、他方で、私どもがアンケートをやっていますと、調査客体は、各世帯員からの支出状況について、そこは一応、聞くことはできるということで回答を頂戴しています。

ただ、実際的には、やはり聞きにくいことなどもありますので、私どもはこの研究会の

中でも、家計調査の将来的方向といいましょうか、第2段階目のICTの導入として掲げてありますのは、個別管理についても検討を進めていきたいと考えています。

現在の紙のやり方でまいりますと、どうしましても、これは調査の現場でも、調査票が何種類も、何冊も出てくるということになりますので、今回導入いたしますオンライン家計簿を更に発展させまして、各世帯の世帯員でも、それぞれが入力できる捉え方をしていくような調査方法の見直しを並行しながら検討していきたいと思っています。

○宮川部会長 よろしいでしょうか。ほかに何か御意見はありますでしょうか。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 1点、質問ですが、取組がたくさんあるので、どれにフォーカスを絞ろうか迷いながらの質問ですが、ビッグデータの取扱いは、期待と、正直言って不安もある中での取組かと思います。

お尋ねしてみたいのは、ビッグデータを公的統計の中で取り扱うというのは、あまりこれまで先例がそう多くないと思うのですが、法律上の仕組みとか、何か制度上の仕組みが、今のままだと不十分だということは、特に検討されていないでしょうか、ということです。

というのは、例えば、基幹統計調査などだと、調査票があって、それに対して回答者は報告義務があるというような仕組みがあるわけですが、ビッグデータについては、今は全く、何もないわけですね。今すぐでなくてもいいのですが、何かお気付きのことがあったら、今後の統計制度改革の議論などでも考えていく必要があるかと思うので、教えていただきたいと思います。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課課長 御質問ありがとうございます。実際、企業様ともいろいろ話もさせていただいているが、今回の私どもの消費動向指数、CTIの開発は、まだ統計になる前の検討段階で、また、恐らく基幹統計ということでは、まだまだ道のりは遠い話ではあります。

その段階として、統計法上、企業の皆様方に私どもから、そのデータを例えば提供いただくということを依頼するというのは、ある種の任意の行為になってまいりますので、統計法の根拠を持った提供を要請するというものではないわけです。

ですので、このビッグデータを、まさに、例えばローデータなどを使っていこうとしたときには、この中に個人情報なども入り得る話でして、そうなってまいりますと、個人情報保護法との関係が出てまいります。現在でまいりますと、個人情報保護法下での取扱いを考えなければいけないということが出てまいりますので、これを実際、公的統計の中に据えていくときには、やはり統計法的な観点からの措置ということも、検討対象にはなるのではないかというように感じているところです。

○宮川部会長 よろしいでしょうか。ほかに御意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、既に家計調査につきましては、先ほども御説明がありましたように、本年1月27日に統計委員会で諮詢された件について、平成30年1月から新たな調査方式に移行することとは決まって、着実にそれに取り組んでいるという最中で、統計委員会としては、今後もその推移を見ていくというように今は考えております。

また、統計委員会では、この家計調査自身は、ある意味、構造指標、ミクロの構造的な把握が本来の目的であるということですので、景気指標としては新たな指標開発が必要だと。それに対応して、現在、その新たな指標開発を進めているので、資料3の3ページに書いてある基本的な考え方沿ったものを今後の基本計画に載せていく考え方として考えていきたいというように思っております。

ただ、少し私からの提案なのですが、1番目の家計調査の平成31年6月のオンライン調査の全面導入に向け、段階的に実施を進めると。これは結構かと思いますが、2番目の家計消費に関する新たな指標、消費動向指数、CTIについて、引き続き、開発、精度向上に取り組むということですが、そこに家計消費に関する新たな指標について、景気指標として有用な指標となるよう、引き続き、開発、精度向上に取り組むという形にしていただきたい。家計消費については、私どもの見解としては、ミクロの構造的な問題を理解するには有用な統計だけれども、景気指標として利用していくことについては、若干、問題があるというふうに言っていますので、それに代わる新たな指標については、やはり景気指標として有用である必要があるかと思います。そういうことをやはり入れていった方がいいのではないかというのが私の提案です。

また、依然、先ほども説明しましたように、国民経済計算の分野では、需要側の指標として家計調査も引き続き利用されていきますけれども、それは、先ほど1番の基本的な考え方のところを、基本計画の中に盛り込んでいく中で、こうした消費指標が取り入れられていくということを期待したいというような形で連携性を確保するというようなことも考えてはいます。

そういう意味で、今申し上げたように、家計消費に関する新たな指標について、景気指標として有用となるよう、引き続き、開発、精度向上に取り組むというような案でいかがかというのが私の提案です。

○関根委員 全く異論はないのですけれども、むしろ、先ほどの総務省の説明ですと、まだ消費動向指数が海のものとも山のものとも分からぬような状況の中で、総務省がどこまでコミットができるのかなというのが、率直な感想です。我々自身がそんなにまだ知見を深めてはいないのですけれども、ビッグデータか何かを実際さわって、必ずしも、期待した結果も出てこないということはよくあります。ここに、スピリッツを書くのは全く大丈夫だと思うのですけれども、むしろ総務省で、どの程度、勝算がありますかという、そういった点も含めて、感触を聞かせていただければと思ったのですけれども。

○宮川部会長 それは、やはり総務省にお答えいただいた方がいいですね。修文のことも含めてお答えください。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課課長 修文は一向に構わないですが、先ほどの委員から御指摘ありました勝算についてですけれども、これは実は、企業の皆様方の協力がどこまでいただけるかということだと思っております。ビッグデータは、ある1つの業界だけに声をかけているのではなくて、具体的な社名は、まだ現段階では申し上げられませんが、ポイントデータ、クレジットカード、それから電子マネー、POSデータ、いろいろなところに声をかけさせていただいている。あと流通です。

温度差が実は業界にあります、ある意味、勝算が見えていますのは、既にもう市場にも出でておりますが、POSデータとかいうのは、ほぼスタート地点に立っていますので、先行研究などもあり、そこも活用しながら進めていきたいと思ってはいます。

他方で、制度面で考えてまいりますと、やはり視点としては分野が限られているということもありますので、あとは、他の業界の皆様方からの御協力をどこまで頂戴できるか。これはまだ、実は研究協議会の、今、立ち上げに向けて頭合わせをしているところで、できるだけ早目に立ち上げて、私どもも一緒にになって考えていきたいというふうに思っています。

○宮川部会長 よろしいでしょうか。私の考え方だと、やはり景気指標として使えるかどうか、継続的にデータをとって、そのほかの景気指標と併せて、一度、報告をしていただいたり、その利用可能性、または補完性について、やはり報告をいただくというのが必要かなと。それも含めて、基本計画にやはり盛り込んでおいた方がいいのではないかというふうに思っております。

以上でいかがでしょうか。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは次に、国際収支統計について御審議をいただきたいと思います。資料の説明を総務省からお願ひいたします。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 それでは、説明させていただきます。

資料は、お手元に配布されている資料4-1になります。この部分は、国際収支統計についてです。

国際収支統計に関しましては、現行基本計画の別表には個別に取組の方向性等は書かれていませんが、少しここに記載が漏れていますが、本文に若干の記載があります。内容を少し御紹介いたしますと、「国際収支マニュアル第6版に準拠した国際収支統計の見直しの定着度合いや利用者の反応をフォローアップする。また、企業の貿易取引に関する情報の高度利用、海外事業活動のより的確な把握についてのさらなる取組を行う。」というような、方針のみが現行基本計画には盛り込まれているところです。

一方、この基本方針におきましては、3つの具体的な課題が掲げられているところです。

まず1点目が、次回国際収支マニュアル改訂への対応時に遡及系列が作成、提供できるよう検討するという課題がありまして、これにつきましては、財務省と日本銀行というところが掲げられているところです。

2点目が再投資収益につきまして、内閣府と協力しながらSNAとの調和も考慮して、計上手法を検討するということで、これにつきましては、財務省、日本銀行に加えまして、内閣府も御担当ということになっているところです。

3点目が居住者間取引を挟む転売の対象となった財貨等の公表などというところで、こここの部分に通関統計とありますが、これは現行基本計画でも基幹統計化を目指すということにしている貿易統計を指すものです。それとの差の透明化について検討するということで、これも財務省、日本銀行の御担当ということになっているところです。

私からの説明は以上です。

○宮川部会長 では、財務省からの御説明ですね。

○柳瀬財務省国際局為替市場課長 財務省国際局です。

我々どもで、資料4-2、横置きの資料を作っておりますので、そちらに従って御説明させていただきます。

最初のページで、1ページ目にあります国際収支統計の概要を簡単に御紹介させていただきます。

国際収支統計とは、一定の期間における居住者、非居住者間で行われたあらゆる取引、これは財貨、サービス、証券等の各種経済金融取引、それらに伴って生じる決済資金の流れ等、これらを体系的に記録した統計です。

国際収支統計のうち、財貨、サービスの純輸出部分については、GDP統計の外需に相当いたしまして、国際収支統計のデータはGDP、GNIの基礎データとして活用されているところです。

この統計の作成根拠、あるいは作成のやり方ですが、外国為替及び外国貿易法、外為法と申しますが、これに基づきまして、財務大臣が毎月及び毎年の国際収支統計を作成するということが義務付けられておりまして、実際に統計の作成等の事務の一部については日本銀行に委任させていただいております。

3点目、統計の作成基準、先ほど御紹介もありましたが、IMFの国際収支マニュアルに準拠して、国際的になっておりますので、作成しております。

同マニュアルの直近の改訂の第6版は、2008年12月にIMFから公表されたものです。我が国の国際収支統計につきましては、主要な報告者との調整ですとか省令改正、あるいは報告者、日本銀行のシステム対応といった必要な準備期間を経まして、2014年1月取引計上分より、この第6版に準拠した作成、公表となっています。

なお、このIMFのマニュアルでは、国民経済計算と整合性を図るように言及されております。マニュアルの改訂時期についても、ここに付させております。

最後に、統計作成の基礎データですが、これは外為法に基づく報告書がありますほか、通関統計ですとか、あるいは各種基礎統計、基礎調査等を基としておるところです。

1ページめくっていただきまして、統計改革の基本方針、対応方針、先ほど簡単に御説明がありましたけれども、こちらのページの右側、現状、今後の取組予定です。

1点目、IMF、国際収支マニュアル改訂への対応時に遡及系列を作成できるよう検討とあります。次回マニュアルの改訂内容については、これからIMFを中心に議論がなされていく予定と承知しておりますけれども、この次回マニュアルで実際に改訂ということになりました場合に、可能な限り、遡及系列を作成できるよう、SNAを所管する内閣府とも協議しながら検討をしていく予定です。

2点目、再投資収益については、左側の真ん中のところにありますけれども、要は、直接投資企業の営業利益のうち、投資家に配分されずに、現地に内部留保として積み立てられたものですが、この推計手法についても改善をということです。

こちらについては、GNIを作成する観点で、内閣府より、この計上手法の見直しについて検討の要請がありましたところですので、我々、財務省、日本銀行といたしましても、内閣府の協力も得ながら具体的な検討を進めていくという方向で考えています。

3点目、財貨の輸出入部分についての透明化です。左側の表のとおり、通関統計と国際収支統計の輸出入の計数に差がありますので、民間のエコノミストの方々等より、現状の国際収支の公表項目だけではGDPを予測しにくいといった声があります。

通関統計と国際収支統計の差の透明化を図るべく、関係する項目、具体的には下の右側の表にある一般商品、仲介貿易商品、非貨幣用金と書かれてありますが、この一般商品の細分化について、今後、具体的に検討を進めていくということを考えています。

最後に、具体的な検討スケジュールですけれども、2点目の再投資収益及び3点目の財貨の輸出入については、具体的にどのように中身をやっていくかという検討のほか、検討経過の検証ですか、あるいは統計作成システムの変更の要否、あるいはシステム変更を伴う場合の予算措置、あるいは実際のシステム、メンテナンス対応、このようなものがいろいろありますので、こうしたことを踏まえると、2019年度を目途に検討結果の結論を得ることというようにさせていただきたいと考えております。

一方、1点目の遡及系列ですが、これについては、IMFの国際収支マニュアルの次回改訂時期は未定であることや、その内容も明らかではないことから、現時点では具体的な検討対象は特定できませんので、今後のスケジュール感は見通せない状況です。

したがいまして、改訂内容の中身次第ですが、次回のマニュアル改訂対応時に検討することとさせていただければというように考えています。

私どもからの説明は以上です。

○宮川部会長 ありがとうございます。それでは、総務省からお願ひします。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 それでは、資料4-1にお戻りいただきまして、その下の方にあります基本的な考え方の部分です。

ただ今、御説明がありましたように、そういった財務省等における対応の方針を踏まえまして、まず1点目といたしましては、再投資収益につきましては、内閣府と協力してというような文言、基本方針に盛り込まれております文言をそのまま使用しております。

それから、輸出入、通関統計の差の透明化につきましても取組を進められるということで、これも平成31年度を目途にということで、取組の方針に沿った記述を考えております。

一方で、ただ今、御説明ありましたように、基本方針1点目の国際マニュアルの改訂時期については、ただ今の御説明にもありましたように、その時期ですとか内容、前回、前々回の差を考えれば、15年ぐらいでやっておりますので、次は2023年ごろかなみたいな話は出るのかもしれません、現時点で、必ずしも、その点が明確ではありません。そういうことから、この次期基本計画の対象期間に具体的な検討を盛り込むのは厳しいかなと考えているところです。

一方で、国民経済計算におきましても、ただ今、御説明がありましたように、重要な取組というところもあります。「そのため」というところで書いてありますが、最後の2行ですが、国民経済計算の遡及系列との整合性を考慮しつつ検討を進めるというような基本的な考え方を次期基本計画に明記してはどうかと。つまり、本文にそういったことを書いていくというような整理でいかがかという御提案です。

私の説明は以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。それでは、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、皆様から特に御意見はありませんでしたので、再投資収益と、それから輸出入部分についての通関統計との差の透明化については、今、説明がありましたように、平成31年度を目途に検討を行うということで基本計画に盛り込みたいと思います。それから、次回国際収支マニュアルの改訂対応時に、可能な限り遡及系列を作成できるよう検討することについては、IMFの国際収支マニュアルの次回改訂時期が未定であるということですでの、具体的な対応というのは次回の改訂内容を見てからということになりますが、一方で、国民経済計算に利用している加工統計を含む統計の遡及系列の在り方は重要なものであり、改訂時において、国民経済計算と整合的な遡及系列を作成できるよう検討するということを次回の基本計画に明記したいということにしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、この案でお認めいただいたことにいたします。

そこで、まだ審議事項が残っておりますけれども、消費者物価指数、デフレーター等に移りますと、やはり審議時間、もし御意見がありましたら、12時を超える可能性が出てまいります。もう既に皆様方には、当初、11時半の予定を延長して審議に加わっていただいているので、本日の審議はここまでとさせていただきたいと思います。残された審議議題はありますけれども、それにつきましては、できるだけ早い時期に改めて部会を開催して審議をしたいと思いますので、皆様、よろしく御協力をお願ひいたします。

それから、資料は既に配布されておりますので、御質問等ありましたら、事前に事務局にお寄せいただけますと、次回の審議の効率性につながると思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、事務局から御案内をお願いいたします。

○山澤総務省統計委員会担当室室長 それでは、部会長の御指示に従い、次回部会の日程を調整して、改めて御案内いたしたいと思います。

○宮川部会長 以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。皆様、長時間、御協力をどうもありがとうございました。